

第3次朝霞市立図書館サービス基本計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）



©むさしのフロントあさか

朝霞市教育委員会

目 次

第1章 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画の策定について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 第2次朝霞市立図書館サービス基本計画の成果と課題について	2
3. 総括	10
第2章 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画について	12
1. 基本理念（計画の基本的考え方）	12
2. 計画の位置付け	12
3. 期間	12
第3章 図書館サービス基本計画	14
1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実	15
2. 資料・情報提供サービスの充実	17
3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実	19
4. 図書館の効率的・効果的な運営	22
5. 評価指標及び数値目標	24
第4章 基本計画の進行管理と評価	26

第1章 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

平成13年（2001年）7月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」といいます。）は、図書館法改正により、図書館法第7条の2の規定が新たに設けられた後、「望ましい基準（平成24年（2012年）12月19日文部科学省告示第172号）」が全面的に改正され、自治体及び図書館に図書館運営の基本的な運営方針、事業計画の策定を求め、運営状況の点検、評価の実施に努めること等が定められました。

朝霞市立図書館では、図書館法及び望ましい基準の趣旨を踏まえ、平成23年（2011年）3月に「朝霞市立図書館サービス基本計画」、平成28年（2016年）3月に「第2次朝霞市立図書館サービス基本計画」を策定し、「赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが気軽に使える図書館」を基本理念として、図書館サービスを実施してきました。

この間、インターネット環境が整い、スマートフォンなどで誰もが容易に情報検索ができるようになるとともに、情報資源についても、紙媒体から電子媒体への移行が進んでいる影響により、図書館資料の貸出点数は平成21年度（2009年度）以降減少傾向にあり、利用者数についても同様の傾向が続いています。一方、人生100年時代を迎え、生涯学習へのニーズが高まり、図書館には従来とは違った役割と期待が求められるようになりました。

従来の生涯学習を支援する社会教育施設としての役割のみでなく、まちづくり、文化創出等の機能をもった図書館が整備される一方、滞在を目的とした「居場所」としての機能が求められるようになりました。

これらの状況を踏まえ、引き続き市民の自主的な学習を支援するとともに、インターネットやICT（※）技術の普及などに対応し、市民の利便性向上と読書環境を整え、身近な情報拠点として、図書館サービスを提供するため、令和3年度（2021年度）から5年を計画期間とする「第3次朝霞市立図書館サービス基本計画」を策定しました。

※ICT

情報通信技術（通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと）

「Information and Communication Technology」の略

2. 第2次朝霞市立図書館サービス基本計画の成果と課題について

1 計画的な蔵書管理

【主な成果】

- 「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、「図書館法」に定められた公共図書館の目的を全うし、市民の基本的人権のひとつである「知る権利」を保障する機関の一つとして、資料の収集・保存・提供を行うことができました。
- 財政状況を踏まえた予算措置のなかで、市民が求める資料とともに、市民が必要な資料の充実に努めてきました。
- 利用者の読書機会の契機づくりとして、話題本コーナーや図書利用につながる様々な事業を実施してきました。
- 大活字本の購入の他、読むことが苦手な方でも読みやすくわかりやすいＬＬブック（※）を新たに購入する等、障害のある方を対象とした図書の充実に努めてきました。
- 除籍資料の有効活用策として、リサイクルフェア等の実施により、多くの方々に除籍資料を提供することにより、活用していただくことができました。

【課題】

- 平成21年度（2009年度）以降から貸出点数が減少傾向にあります。話題本コーナー等のテーマ展示の充実や事業等をとおして、図書館利用の契機づくりや魅力ある蔵書構成にしていくことが必要です。
- 開館30年を経過しています。従来の利用者のみならず、新たな利用者を獲得できるよう、魅力ある蔵書構成にしていくことが必要です。
- 読書バリアフリー法施行等により、来館せず、いつでも、どこでも、誰でも利用できる電子図書の貸出など、読書環境を整えていく必要があります。
- 視聴覚資料については、時代の変化により、記録媒体の変化が著しく、再生機器の製造中止により利用できない記録媒体が出てきています。また、記録媒体によらないインターネット配信による利用が主流となりつつあります。時代の変化に応じた、利用環境を設けていく必要があります。
- リサイクルフェアによる除籍資料の提供方法では、特定の利用者のみに提供することになります。多くの方々に提供できる仕組みづくりが必要です。

※ＬＬブック

発達障害や知的障害、日本語が得意でない人でも読書が楽しめるように工夫された書籍。

「ＬＬ」はLättläst(レットラスト：スウェーデン語でやさしくてわかりやすい)の略。

サービス評価指標	図書資料購入冊数	
指標説明	年間の図書資料の購入冊数（単位：冊）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	15,000	15,000
実 績	15,799	15,289
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	視聴覚資料購入点数	
指標説明	年間の視聴覚資料の購入点数（単位：点）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	220	220
実 績	136	237
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	行政資料・郷土資料の受入件数	
指標説明	年間の行政資料・郷土資料の受入件数（単位：件）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	150	150
実 績	337	229
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	大活字図書の購入冊数	
指標説明	年間の大活字図書の購入冊数（単位：冊）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	60	60
実 績	83	121
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	リサイクルフェアの開催回数	
指標説明	廃棄対象の本や雑誌を無償で市民等へ配布する事業（リサイクルフェア）の年間開催回数（単位：回）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	3	3
実 績	3	1
評 価	C : サービスの充実が望まれる	

2 資料・情報提供サービスの充実

【主な成果】

- 「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、利用者のニーズや必要とする資料を提供することができました。また、利用者からリクエストのあった資料で自館所蔵がない場合には、県内公共図書館等の貸出をとおして利用者に提供することができました。
- 県内公共図書館等から貸出依頼のあった所蔵資料については、適切に提供することができました。
- 図書館サービスを実施していくために必須となる図書館システムについては、適切な維持管理により運用でき、図書館運営及び利用者サービスに、重大なトラブルもなく、安定的に運用することができました。
- 所蔵調査、読書相談や情報調査を行うレファレンスについては、利用者の求めに応じて適切に対応することができました。
- インターネットによる予約件数が増加していることから、アクセシビリティ（※）の確保が図られていることを確認することができました。
- 予約資料の取置き期間を見直すことにより、より多くの方に図書館資料を提供できるようにしました。

【課題】

- 相互貸借が順調に推移しているなか、貸出・借受件数が共に増加傾向にあることから、効率的に業務を進めていく仕組みづくり等を考えていく必要があります。
- ＩＣＴの進展に伴い、今後、ますます、利用しやすい図書館サービスが求められます。このため、増加傾向にあるインターネット予約件数の状況を踏まえ、電子図書の導入の検討や、今後の図書館サービスの充実を図っていくため、新たな図書館システムの導入を計画的に準備していく必要があります。
- 多様化する利用者のニーズに迅速かつ的確に対応していくため、専門的知識や技術を有する職員を配置していくとともに、職員のレファレンス能力を向上させていく必要があります。

※アクセシビリティ

どんな人でも利用のしやすい、簡単に手に入れられるかをあらわす語。

サービス評価指標	相互協力貸出冊数	
指標説明	他の自治体等の図書館の協力により提供した本の冊数（単位：冊）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	5,900	5,990
実 績	5,360	5,557
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	蔵書管理システムのバックアップ機能のメンテナンス回数	
指標説明	年間の蔵書管理システムのバックアップを行った回数（単位：回）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	毎日	毎日
実 績	毎日	毎日
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	レファレンス件数	
指標説明	年間の調べたい事柄や学習したい事柄に関する相談を受けた件数（単位：件）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	8,700	8,850
実 績	5,155	8,779
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	インターネット予約件数	
指標説明	年間のパソコンや携帯電話から本の予約を行われた件数（単位：件）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	100,000	103,000
実 績	112,359	116,118
評 価	A：サービスの充実が図られている	

3 利用者に応じた図書館サービスの充実

【主な成果】

- 乳幼児と保護者への図書館サービスについては、職員の工夫などにより、魅力ある事業が行われ、多くの方々に参加していただくことができました。これらをとおして、図書館利用状況が減少傾向にあるなか、児童書の貸出状況は堅調に推移することができました。
- 小・中学生への図書館サービスについても、読書案内パンフレットの作成や事業の実施をとおして、サービスの充実を図ることができました。
- これらの成果が評価され、平成31年（2019年）4月に、平成31年度「子どもの読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を受けました。
- 高校生・大学生相当年齢の利用者に対しても、事業の実施や魅力あるコーナーづくり等をとおして、サービスの充実に努めてきました。

【課題】

- ICTの進展やGIGAスクール構想（※1）の状況を踏まえ、図書館が担うべきサービスの提供・充実を図っていく必要があります。
- 放課後活動や受験・就職など進路選択の時期と重なる高校生・大学生相当年齢の図書館利用や不読率低減等を考えていく必要があります。
- 児童、ティーンズの区分により、それぞれサービスを実施してきましたが、社会環境の変化に応じた見直しが必要です。
- 図書館事業、サービスについて周知を行っていますが、アンケートでは「参加したことがない」、「知らない」と回答する方が多数あります。今後も、事業、サービスの周知をわかりやすく行うことが必要です。
- 第2次朝霞市子ども読書活動推進計画と本計画の連携を考えしていく必要があります。
- 読書バリアフリー法（※2）施行により、読書バリアフリーのため読書環境の整備推進に係る基本計画策定が努力義務とされました。社会環境の変化を踏まえ、障害者・高齢者が利用しやすい、図書館サービスを実施していく必要があります。
- 今後、ますます外国人居住者の増加も見込まれます。外国人の方が利用しやすい図書館サービスを考えいく必要があります。

※1：GIGAスクール構想

児童生徒向けの1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

※2：読書バリアフリー法（令和元年（2019年）6月28日公布・施行）

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的とする法律。

サービス評価指標	おはなし会等事業の開催回数	
指標説明	うさみみタイム（読み聞かせと映画）とブックスタート事業・北朝霞分館読み聞かせの年間開催回数（単位：回）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	83	83
実 績	78	78
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	7歳から15歳までの図書館利用者数	
指標説明	7歳から15歳までの図書館年間利用者数（単位：人）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	30,000	31,500
実 績	30,561	28,102
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	16歳以上の図書館利用者数	
指標説明	16歳以上の図書館年間利用者数（単位：人）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	230,000	231,500
実 績	231,757	217,287
評 価	A：サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	高齢者・障がい者サービス資料の貸出点数	
指標説明	身体障害者への図書宅配及び視覚障害者へのCD・カセットテープ郵送点数（単位：点）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	150	180
実 績	131	126
評 価	B：サービスの現状維持が保たれている	

サービス評価指標	洋書の購入冊数	
指標説明	洋書の年間購入冊数（単位：冊）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	80	80
実 績	62	60
評 価	B：サービスの現状維持が保たれている	

4 図書館機能の向上

【主な成果】

- スマートフォンなどの移動端末の普及に伴い、利用環境の向上として、予約資料提供時のメール通知の登録件数は、順調に推移することができました。
- 図書館まつりを含む3事業については、市民参加・協働の促進を実施する事業として、定着しているものとなっています。
- 職業体験や司書講習実習の受入れについては、依頼がある場合は全件受け入れてきました。
- 図書館職員を対象とした研修会についても、職員の参加意思や経験年数を踏まえ、可能な限り派遣することができました。

【課題】

- ＩＣＴの進展に伴い、今後、ますます利用しやすい図書館サービスが求められます。このため、増加傾向にあるインターネット予約件数への対応や電子図書導入の検討、今後の図書館サービスの充実を図っていくため、新たな図書館システムの導入を準備していく必要があります。
- メール以外の連絡方法を希望する利用者もいることから、引き続きメール利用の利便性等を周知するとともに、デジタル・ディバイド（※）を解消していく必要があります。
- 図書館まつり等については、参加団体等が固定化の傾向にあり、新たな団体に参加を促すことが必要です。
- 職員研修については、長期間にわたる研修会への参加が困難な状況にあります。職員が安心して参加できる環境づくりが必要です。

※デジタル・ディバイド

一般に情報通信技術(ＩＴ、特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人との間に生じる経済格差を指し、「情報格差」と訳されることが多い。

サービス評価指標	メール通知サービス登録件数	
指標説明	予約資料の提供に関するメール通知の登録件数（単位：件）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	1,300	1,300
実 績	1,146	1,368
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	市民等との連携・協働事業回数	
指標説明	図書館まつり・らいぶらりコンサート・利用者懇談会の開催回数（単位：回）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	3	3
実 績	3	3
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	学校等との連携事業等の件数	
指標説明	大学生の司書講習や市内中学生・近隣高校生の職業体験の年間受入件数（単位：件）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	7	10
実 績	10	12
評 価	A : サービスの充実が図られている	

サービス評価指標	職員等研修回数	
指標説明	各種図書館職員向け研修への年間参加回数（単位：回）	
年 度	平成 28 年度（2016）	令和元年度（2019）
目 標	10	20
実 績	28	19
評 価	A : サービスの充実が図られている	

3. 総括

○図書館サービスに対する課題について

来館者アンケート調査、市政モニターアンケートについては、第2次朝霞市立図書館サービス基本計画策定の際に実施した来館者アンケートと大きな変化はなく同様の傾向でした。また、市民意識調査、青少年アンケートについては、図書館環境についての自由意見がありました。

図書館サービスに対する課題には変化はないものの、図書館をめぐる環境の変化や利用者サービスの向上を図っていくことが求められています。

① 高い満足度があるなかで減少傾向にある利用状況への対応

図書館を利用したことのある方は8割以上あるものの、定期的に利用されている方は2割程度となります。図書館利用者の図書館サービスについての満足度は高いものの、利用状況については減少傾向が続いています。現在の図書館利用者のみならず、幅広い年代層や未利用者の方に、利用しやすい図書館サービスを実施していくことが求められています。

また、図書館が実施する事業やサービスについても、様々な媒体をとおして情報提供を行い、様々な図書館事業・サービスの利用を促進していくことが求められています。

② 生涯学習を支援するための図書館

人生100年時代を踏まえた学びを支援していくため、利用者が必要とする図書館資料の計画的な購入を行うとともに、図書館として提供すべき資料の収集・保存を行っていく必要があります。また、読書バリアフリー法の施行など図書館をめぐる社会環境を的確に認識したうえ、今後のサービスのあり方を整理していくことも必要な視点と考えられます。

今後、高度化していく利用者のニーズに対応していくためには、専門性のある職員配置と職員のレファレンス能力を高めていくことが求められます。

次世代の子どもの読書活動推進についても関心が示されており、引き続き、図書館でよりよいサービスが提供できるよう取り組んでいく必要があります。

また、市民意識調査や青少年アンケートからは、快適な読書環境の提供や学習スペースの充実などの意見がありました。図書館が市民の多様な生涯学習の場として機能できるよう利用環境や資料の充実を図っていくことが求められています。

③ 生活に寄り添う図書館

来館者アンケートでは、図書館利用は月2～3回で、「本・雑誌を借りる」目的が9割超となっており、利用者の生活行動の一部となっている傾向に変化はありませんでした。引き続き、生活に身近な図書館であると共に、利用しやすく居心地のよい図書館環境の提供が求められています。また、図書館の利用登録まで至っていない市民の方が多くいます。引き続き、多くの市民が利用しやすく、

必要とされる図書館となるため、日々の生活の一部として図書館利用が位置づけられ、暮らしや地域に関する様々な情報等に接することのできる場として、身近に利用できる図書館としての役割が求められています。



第2章 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画について

1. 基本理念（計画の基本的考え方）

人生100年時代を踏まえた市民の学びに応えていくため、図書館をめぐる社会環境を的確に把握し、印刷物のみならずネットワーク情報資源を利用者に提供していく等、生涯学習施設として、市民の自主的な学習の支援や、地域の文化活動の支援を充実させていくことが求められます。

第3次朝霞市立図書館サービス基本計画では、今後の図書館のあり方や方向性を示すとともに、社会状況に適応した図書館サービスの充実を図ることが必要です。図書館では、人生100年時代を踏まえた生涯学習を支援していくとともに、引き続き、今後においても、全ての市民が、気軽に利用でき、必要な情報に接することができる、生活に寄り添う図書館を目指すことが求められています。このため、基本理念については、次のとおりとします。

基本理念 いつでも、どこでも、誰でも気軽に使える図書館

2. 計画の位置づけ

本計画は、「図書館法」や「図書館の設置及び望ましい基準」等に基づき、朝霞市立図書館がこれまでに実施してきた実績等を踏まえて策定します。

また、本市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画（平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度））、第2期朝霞市教育振興基本計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））、第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））、第2次朝霞市子ども読書活動推進計画（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））等の関連計画と整合性を図るものとします。

3. 期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

参考

年度 (R : 令和) (西暦)	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
計画名						
第5次朝霞市総合計画 基本構想	後期基本計画					
朝霞市教育振興基本計画	第2次基本計画					
第3次朝霞市生涯学習計画	前期	後期計画				
朝霞市子ども読書活動推進計画	第2次	第3次計画				
朝霞市立図書館サービス基本計画	第3次計画					



第3章 図書館サービス基本計画

第1章2の第2次朝霞市立図書館サービス基本計画の成果と課題を踏まえ、第2章1の基本理念（計画の基本的考え方）から、図書館サービス充実のための基本計画として、1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実、2. 資料・情報提供サービスの充実、3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実、4. 図書館の効率的・効果的な運営、の4つの目標に沿って取組を実施します。

【計画の体系】

基本理念 いつでも、どこでも、誰でも気軽に使える図書館

【基本方針】

①生活に寄り添い、学びを支える生涯学習
拠点としての図書館を目指します

②豊かな読書活動を支援する
ための図書館を目指します

③多様な活動を支援する
図書館を目指します

1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実

- 1) 図書館資料の収集・保存
- 2) 視聴覚資料の収集・保存
- 3) 行政資料・郷土資料の収集・保存
- 4) その他資料の収集・保存
- 5) 収集方針・除籍基準の定期的な見直し

2. 資料・情報提供サービスの充実

- 1) 課題解決・学習支援の充実
- 2) 電子情報サービスの充実
- 3) レファレンスサービスの充実
- 4) 利用につながる情報発信の充実
- 5) 社会環境・出版環境の変化への対応

3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実

- 1) 子ども読書活動推進計画の取組の推進
- 2) 世代に応じた図書館サービス
- 3) 障害のある人への図書館サービス
- 4) 高齢者への図書館サービス
- 5) 国際化に対応した図書館サービス
- 6) 図書館を利用しにくい人への図書館サービス

4. 図書館の効率的・効果的な運営

- 1) 図書館管理システムの充実と環境整備
- 2) 市民協働の推進
- 3) 他自治体・機関との連携強化
- 4) 図書館職員の資質及びサービス提供能力の向上
- 5) 安全・安心に利用できる図書館利用環境の構築

1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実

1) 図書館資料の収集・保存

- ・社会環境や地域の課題等を踏まえ、「朝霞市立図書館資料収集方針」に基づき、あらゆる世代の市民が必要とする図書館資料について、計画的な収集に努めます。
- ・収蔵スペースを確保するとともに、図書館システムにより、必要な図書館資料が、いつでも、誰でも利用できるように努めます。保存にあたっても、適切な保存ができるよう配慮するとともに、収蔵スペースの適切な管理・確保や図書館システムを有効に活用し、必要な資料がいつでも、誰でも利用できるよう努めます。
- ・社会環境の変化や図書館利用のあり方の変化などを踏まえ、定期的に資料収集方針や資料除籍基準を見直しすることができるよう努めます。

2) 視聴覚資料の収集・保存

- ・記録媒体から情報配信への変化がみられ、視聴覚資料の利用にも変化が現れています。図書館が収集・保存することが求められる視聴覚資料の収集・保存に努めます。
- ・利用状況の変化を踏まえ、音声資料や映像資料の計画的な収集・保存に努めるとともに、映画会など図書館事業に活用します。
- ・視聴覚資料の提供については情報配信化の動向に注視しつつ、今後の視聴覚資料の提供方法について、調査・研究を進めます。

3) 行政資料・郷土資料の収集・保存

- ・貴重な財産である市の郷土資料や行政資料、住民に役立つ地域資料等を積極的に収集し、身近な学習活動や調査・研究活動に活用できるようにするとともに、誰もが利用できるよう、一部の資料についてはデジタル化できるように努めます。
- ・朝霞に関する新聞記事のみならず産業や観光（シティ・プロモーション）等の情報収集・保存に努め、地域の図書館としての情報提供に努めます。

4) その他資料の収集・保存

- ・読書バリアフリー法施行を踏まえ、高齢者や障害者が利用しやすいよう、点字図書・録音図書・布絵本・大活字本の収集・保存に努めるとともに、利用を促進します。
- ・増加が予想される外国人居住者に配慮した資料の収集・保存に努めるとともに、多文化共生を踏まえた外国語資料の収集・保存に努め、積極的に情報提供します。

5) 収集方針・除籍基準の定期的な見直し

- ・社会環境の変化に伴い、図書館利用状況が減少傾向にあります。利用者ニーズに対応していくとともに、図書館未利用者にも魅力的な蔵書構成にしていく必要があります。このため、社会状況や利用状況等を踏まえ、図書館資料収集方針・除籍基準を定期的に見直すことができるよう努めています。



2. 資料・情報提供サービスの充実

1) 課題解決・学習支援の充実

- ・日常生活では、医療や健康、福祉、子育て、コミュニティ等、様々な疑問や調べものが必要となります。図書館では、課題解決に役立つ資料の他、新刊図書・雑誌・新聞・視聴覚資料等の迅速な確保や提供に努めます。
- ・誰もが気軽に図書館を利用していただけるよう、図書館利用案内・図書館だよりを発行するほか、パスファインダー（※1）などの発行をとおして、利用者が容易に調査・学習できるように努めます。

2) 電子情報サービスの充実

- ・スマートフォン、タブレット等のモバイル端末の普及に対応し、子どもから高齢者まで、利用者にとって操作がわかりやすく、個人情報保護やセキュリティ対応がされた、情報へアクセスしやすい図書館システムを提供できるよう努めます。
- ・収集した資料・情報が的確に蓄積され、効率的・迅速に資料提供ができるよう、図書館システムの計画的な点検・更新を行います。
- ・ユニバーサルデザインやアクセシビリティ、多文化共生に配慮した、図書館ホームページを提供できるように努めていきます。

3) レファレンスサービスの充実

- ・レファレンスサービス（※2）は図書館において不可欠のサービスであることを認識し、担当職員の確保及び能力の向上を図ることに努めます。
- ・認知度や利用度の低いレファレンスサービスの利用促進を図るため、広報や館内での周知に努めるとともに、利用者の求める資料相談や調査研究・学習相談に迅速に対応するため、館内利用者端末（O P A C）（※3）利用の更なる周知や、資料や情報の検索・提供、紹介等を行うレファレンスサービスの充実を図ります。
- ・これまでのレファレンス記録を整理し活用を図るため、レファレンス事例集等の作成やデータベース化を進めるとともに、パスファインダーやリンク集の作成等に努めます。
- ・国会図書館や県立図書館のレファレンス事例集の活用を図り、多様化するレファレンスの要望に対応します。
- ・地域情報や小・中学校の調べ学習等に対応したレファレンス業務の充実を図ります。
- ・ビジネス支援として、就職・転職・起業・職業能力開発・日常の仕事等のための資料収集、学習相談に対応するため、データベースの利用促進に努めます。

4) 利用につながる情報発信の充実

- ・引き続き、図書館（本館）、北朝霞分館、各公民館図書室の相互連携が円滑に行えるよう、図書館ネットワーク機能の充実を図ります。
- ・誰もが必要とする情報を容易に得ることができるよう、館内利用者端末（O P A C）やインターネットによる図書館資料の検索をわかりやすい構成、内容にするよう努めます。
- ・予約システム、予約資料のメール連絡システムの充実が図られるとともに、効率的な資料確保・情報の提供に努めます。
- ・子どもから高齢者まで、誰にとってもわかりやすく、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに配慮するとともに、広報、市のホームページに掲載する図書館情報や、図書館ホームページの充実を図り、見やすくわかりやすい図書館情報づくりに努めるとともに、迅速な情報発信を行うよう努めます。
- ・様々な事情や環境により、図書館を利用できない方や利用しにくい方、情報通信機器を利用しない方や利用できない方についても、等しく図書館サービスが利用できるよう、調査研究をしていく必要があります。

5) 社会環境・出版環境の変化への対応

- ・読書バリアフリー法施行や感染症拡大防止等を背景として非来館型サービスの整備・充実を図る必要性があります。また、出版環境の変化に伴い、紙媒体の減少とともに電子書籍等の電子資料の利用が普及しつつあります。電子書籍のコンテンツ数や他の公共図書館の普及状況を踏まえながら、電子書籍利用に向けた準備を進めます。

※1：パスファインダー

利用者が求めているトピックやテーマに対して、各種情報資源や探索方法を紹介する資料。

※2：レファレンスサービス

資料・情報を求める利用者に対して提供される、文献の紹介・提供などの援助。

※3：館内利用者端末（O P A C）

オンライン閲覧目録。利用者がその図書館の所蔵する資料をオンラインで検索できるようにした目録システム。

「Online Public Access Catalog」の略。

3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実

1) 子ども読書活動推進計画の取組の推進

- ・乳幼児期のブックスタート事業をはじめとして、学校での読書活動等への取組を含め、子どもがいくつになっても「読書が楽しい」と感じられるよう、全ての子どもが様々な場・機会に読書活動が行えるよう、家庭と学校と地域が子どもの読書への関わりを深め、市全体で子どもの読書環境を整えることに努めます。

① 未就学児への図書館サービス

- ・「ブックスタート」、「赤ちゃんとママ・パパのおはなしタイム」、「うさみみタイム」、「クリスマスおはなし会」、「児童文化講座」、分館の「絵本の読み聞かせ」などの事業の充実を図り、乳幼児が保護者とともに絵本などに親しみ、図書館が乳幼児と保護者同士の交流の場となるよう充実に努めます。
- ・保育園や幼稚園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童発達支援センターなどと連携し、ブックリストの発行や広報・ホームページでの情報発信の充実に努め、絵本の読み聞かせなどをとおして子育て支援を行います。

② 小・中学生への図書館サービス

- ・読書離れやGIGAスクール構想の進展により、子どもたちが従来の紙媒体による書籍等をとおして活字と親しむ機会が変わりつつあります。このような状況を踏まえ、より魅力的な図書資料等の収集に努め、読書の楽しさを知り、子どもたちが自ら進んで積極的な読書活動を行うことができるよう、館内テーマ展示や「書庫見学ツアー」、「子ども読書の日お楽しみ映画会」、「夏休み子ども映画会」、「えんじよいきっず」、「キッズシネマ」など小・中学生対象とした各種子ども向け事業を実施するとともに、図書館ホームページ、SNSにより情報発信する等、現在の社会環境に適合した情報提供ができるよう努めます。
- ・子ども読書活動推進連絡会をとおして、市内の児童館、小・中学校図書館や子ども関係団体等との連携や協力を深め、読書通帳の活用や情報交換会を開催し事業協力を行うなど、子どもの読書活動の中心的な機関としての機能の充実を図ります。
- ・小・中学校の調べ学習や体験活動等について、より効果的な学習・活動が展開できるよう、図書館資料の団体貸出について周知・促進するとともに、図書館見学や職業体験の受入等の図書館業務の体験事業等の実施をとおして、学校における教育活動への協力を進めます。

③ 高校生相当年齢者のための図書館サービス

- ・市内や近隣市の高校と連携し、読書離れや図書館利用の少ない高校生の読書ニーズを把握していく必要があります。また、この年代特有の多様な関心に応えられる資料収集、図書館ホームページやSNSの活用等をとおしてティーンズコーナーの周知や「書庫見学ツアー」、「青少年対象講座」、

「ティーンズシネマ」など青少年向け事業の情報発信に努めます。

- ・子ども読書活動推進連絡会をとおして、将来の進路、職業等に関する情報等について、市内や地域の高等学校とも情報交換等を行い、多角的な視野から考えることができるよう、資料収集、情報提供に努めます。
- ・ほんちょう児童館と連携を図りながら、青少年が利用しやすいティーンズコーナーの環境づくりや新たな取組みができるように努めます。

④ 家庭・学校・地域のネットワークの推進

- ・子どもの読書活動の推進を図るためにには、子どもが育ち生活する場である家庭と、子どもの成長に関わる幼稚園・保育園、子育て支援センター、小・中学校図書室や放課後児童クラブ、児童館、地域の高等学校との連携が必要です。これらの機関等で構成される朝霞市子ども読書活動推進連絡会をとおして、家庭・学校・地域の連携の伸展に努めます。
- ・主たる団体貸出先となる幼稚園・保育園、子育て支援センター、小・中学校図書館や放課後児童クラブ等には、必要に応じて、図書館職員が配送等をとおして、児童、教師、保護者と多様な交流が図ることができるよう努めます。

⑤ 学校図書室との連携・支援

- ・朝霞市子ども読書活動推進連絡会との連携のなかで、学校の依頼に応じて、調べ学習や学級文庫などに利用する図書の団体貸出を推進します。また、学校図書館教育主任研修会等への参加をとおして、司書教諭、学校図書館スタッフとのつながりがもてるように努めます。

⑥ 図書管理用教育の推進

- ・図書館見学や職場実習等を受け入れ、図書館を知り親しむ機会の提供をとおして、子どもの図書館利用教育に努めます。

2) 世代に応じた図書館サービス

- ・20代、30代の利用者が少なく、40代から60代の利用者が多い状況が続いている。これらの傾向を把握するとともに、利用者のニーズを踏まえ市民の生涯学習活動を支援するため、幅広いニーズに対応した多様な学習資料や情報を収集し、積極的な提供に努めます。
- ・社会環境の変化が著しいなか、科学技術や産業の発展、世界情勢の変化等に適確に対応できるよう、引き続き、資料や情報の収集、提供に努めます。
- ・北朝霞分館で実施するビジネス支援サービスについては、就職・転職、起業・職業能力開発、日常の仕事等に役立つデータベース検索の充実に努めるほか、データベース利用の周知やわかりやすいビジネス支援情報の提供、関係書籍の館内テーマ展示など、情報・資料提供サービスの促進に努めます。

3) 障害のある人への図書館サービス

- ・障害の有無に関係なく、誰もが利用しやすいよう、施設のバリアフリー化

を図り、安全・安心に図書館を利用できる環境づくりに努めます。

- ・デイジー図書（※）、点字資料・録音資料、大活字本やＬＥブック等の充実とそれに付随する機器類の整備・充実に努めます。
- ・ボランティア団体との連携を図り、事業実施時の手話通訳や図書館利用の際の支援、対面朗読や宅配サービスなど、サービスの充実に努めます。
- ・読書バリアフリー法施行を踏まえ、デイジー図書等の他、今後、いつでも、どこでも利用できる電子書籍の提供ができるよう、準備を進めます。
- ・障害福祉課等関係各課との連携を図りながら、障害のある人や高齢者への理解促進を図るため、関連資料の収集・充実に努めます。

4) 高齢者への図書館サービス

- ・障害のある方と同様に、誰もが利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を図り、高齢者の方を含め、誰もが利用しやすいよう、安全・安心に図書館を利用できる環境づくりに努めます。
- ・大活字本や視聴覚資料の充実及び拡大読書器等の機器・機材の整備・充実に努めるとともに、これらを知らない方のために周知に努めていくことが必要です。
- ・高齢者の知識や経験を高めていくような資料提供に努めます。
- ・高齢者施設等の意向、要望等を確認したうえ、除籍資料の提供を行う準備を進めます。

5) 国際化に対応した図書館サービス

- ・市内に在住している日本語を母国語としない、または日本語を読むことが困難な方に所蔵資料の積極的な活用を促進するため、市内に在住・在勤・在学する外国人向けに、図書館利用案内の作成や広報、ホームページでのわかりやすい情報提供について検討します。
- ・市内に在住・在勤・在学する外国人に対応した外国語資料の収集・充実に努めます。

6) 図書館を利用しにくい人への図書館サービス

- ・図書館から離れた場所に住んでいる方や、子育て・介護中の方、様々な事情により図書館を利用できる時間が限られている方など、図書館を利用しにくい方もいます。これらの方々が、負担なく図書館資料の貸出、返却ができるよう、図書館サービスの向上に努めます。

※デイジー図書

デイジー（D A I S Y）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害などで活字による読書が困難な方向けに作られたデジタル図書の国際標準規格のこと。デイジー図書はCD形式による提供のほか、インターネット配信による提供も行われている。

4. 図書館の効率的・効果的な運営

1) 図書館管理システムの充実と環境整備

- ・図書館資料や情報の的確な管理に努め、省力的・効率的な質の高いサービスを提供するため、引き続き、図書館管理システムの整備・充実に努めます。
- ・図書館の居場所機能としての役割として心地よく過ごしていただくことや、ユニバーサルデザインの観点から、バリアフリー化を図り、高齢者・障害者及び幼児等、誰でもが安全で安心して利用しやすい施設環境づくりに努めます。
- ・館内においては、調査・研究の一助として、利用者が自由にインターネットに接続できるようWi-Fi環境の維持・整備に努めます。
- ・地域の生涯学習の拠点、情報拠点としての役割を果たすため、電子書籍の提供準備や地域資料のデジタル化を推進するとともに、行政・生活・健康・医療・就職・ビジネス・地域情報等のリンク集を構築し、誰もがわかりやすい図書館ホームページとなるよう充実に努めます。

2) 市民協働の推進

- ・伝統のある「図書館まつり」や「らいぶらりコンサート」は、図書館への市民参加や協働の機会をつくり、地域における世代を超えた交流の場を形成してきました。引き続き、充実した事業となるように努めるとともに、新たな団体等が参加できる環境づくりに努めていきます。
- ・様々な図書館主催事業をとおして、利用者及び市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、様々なニーズを踏まえた学習機会の提供に努めています。
- ・読み聞かせや朗読などの図書館におけるボランティア活動は、利用者等が学習の成果を活用できる場となるとともに、図書館サービスの充実を図ることになります。図書館ボランティアが自発的な活動ができる環境整備に努めます。
- ・利用者懇談会や館内に設置する意見・要望箱による、意見・要望や日常の利用者の声をとおして、日ごろからサービスの改善を検討し、利用者・市民に親しまれる図書館運営に努めます。

3) 他自治体・機関との連携強化

- ・本市と志木市・和光市・新座市の4市は、図書館の相互利用の連携が行われています。また、埼玉県内の公共図書館とは横断検索システムによって、相互に効率的な蔵書検索・貸借を行っています。引き続き、充実に努め、利用者の利便性向上に努めます。
- ・大学生の司書講習実習の受け入れや市内中学生の職業体験の受け入れ等を継続するほか、図書館関係団体、学校図書館関係者、司書講習実施大学等との情報交換など、連携に努めます。
- ・図書館ネットサービスを構築する公民館図書室については、地域の図書室の実情に応じた運営ができるよう、蔵書構成等の支援に努めます。
- ・貴重な郷土資料の収集・保存が適切に行えるよう、博物館との協力・連携に努めます。
- ・図書館が有する専門的知識や情報提供により、博物館、公民館の主催事業を支援するとともに、博物館、公民館との連携を図りながら、参加意欲を促す魅力的な図書館主催事業の実施ができるように努めます。また、図書館では、各施設との情報共有・情報提供をとおして、図書館、各施設図書室全体での図書館利用が促進されるように努めます。

4) 図書館職員の資質及びサービス提供能力の向上

- ・専門的なサービス提供や図書館資料の体系的選択・組織化や利用者からの相談に的確に対応していくためには、専門性があり、経験豊富な職員を継続的配置・確保していく必要があります。このため、専門的サービスに対応できるよう、司書資格を有する職員の継続配置に努めます。また、司書資格を有する職員については、図書館資料の選定・管理、レファレンス能力の向上や、図書館本館、北朝霞分館、各公民館図書室で構成される図書館ネットワークの維持・向上を図ることができるよう育成に努めます。
- ・図書館サービスを支えるためには、サービスを提供する職員の知識・技術の向上が不可欠です。先進事例のある図書館に関する情報収集や外部研修の参加をとおして、高度な知識を身につけるなど、課題解決支援に対応できる専門性の高い職員を育成します。

5) 安全・安心に利用できる図書館利用環境の構築

- ・図書館は不特定多数の方が来館される施設です。日頃から、安全管理マニュアルに基づき、事件、事故のないように、利用者が安全・安心に利用できる図書館利用環境の構築に努めます。
- ・風水害や地震、感染症等、従来想定していなかった事象に的確に対応できるよう、安全管理マニュアルの見直し・整備に努めます。
- ・図書館が取り扱う個人情報、利用者情報については、「図書館の自由に関する宣言」や関連法規等に基づき、個人情報保護の徹底に努めます。

5. 評価指標及び数値目標

次のとおり、計画の進行管理を行うため、体系目標ごとに評価指標を設定し、毎年度自己評価を実施し、達成に努めていきます。

1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実

指 標：蔵書点数

説 明：適正な蔵書管理による図書館（本館・分館、公民館図書室）全館の蔵書数（雑誌、視聴覚資料、紙芝居は除く。）

設定根拠：継続的に図書購入費が予算措置されることを前提として、蔵書目標値を設定。

目 標： 年度 令和元年度実績	令和7年度目標値
515,122点	525,000点

2. 資料・情報提供サービスの充実

指 標：レファレンス件数

説 明：利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援について、職員が対応した件数

設定根拠：令和元年度実績を踏まえ、継続的にレファレンスが継続されるとともに、目標年度まで2%増を見込み設定。

目 標： 年度 令和元年度実績	令和7年度目標値
367件	375件

3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実

指 標 ①：子ども1人当たりの児童書数

説 明：15歳までの子ども1人当たりの図書館が所蔵する児童書数

設定根拠：令和元年度実績を踏まえ、今後の図書購入数、人口推計に基づき、目標値を設定。

目 標： 年度 令和元年度実績	令和7年度目標値
7.8点	8.0点

指 標 ②：貸出密度

説 明：市民一人当たりの貸出点数

設定根拠：令和元年度実績を踏まえ、人口10万人以上、15万人未満の101市の人1人当たりの平均貸出点数5.9点を参考として、目標値を設定。

目 標： 年度 令和元年度実績	令和7年度目標値
6.0点	7.0点

4. 図書館の効率的・効果的な運営

指標：司書資格保有率

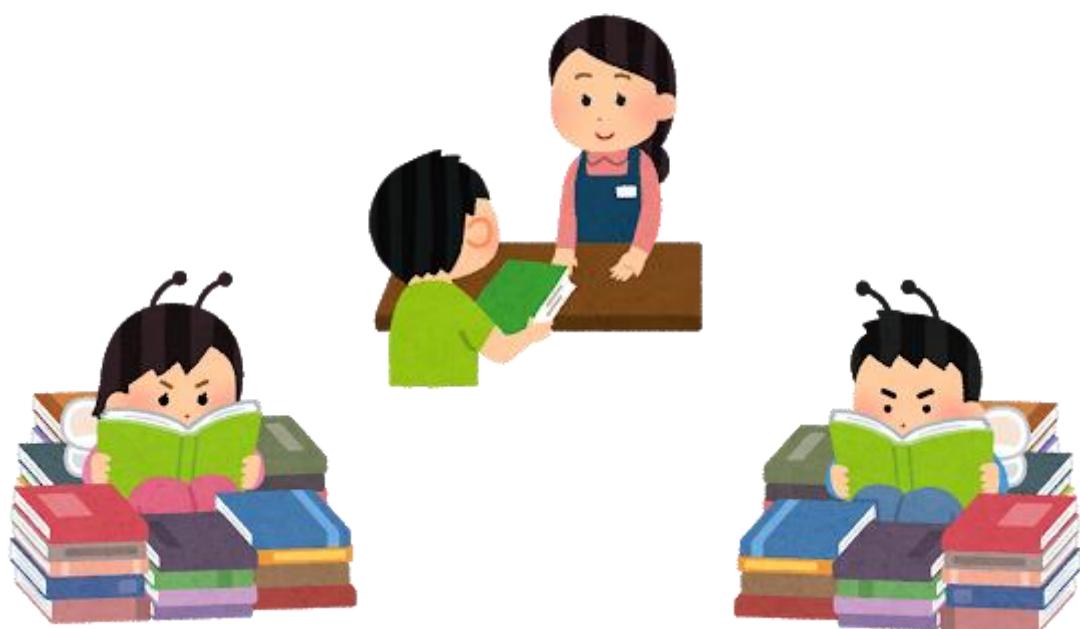
説明：常勤職員総数のうち、司書・司書補資格を有する職員の割合

設定根拠：令和元年度実績を基本として現状維持していくことを前提として、

図書館職員の司書資格保有者を確保・育成していくために設定。

目標： 年度 令和元年度実績 令和7年度目標値

30. 0% 50. 0%以上



第4章 基本計画の進行管理と評価

第3次朝霞市立図書館サービス基本計画は、図書館や朝霞市の現状を検証し、今後より良い図書館づくりに向け計画的・段階的に実施していく計画です。

第3章において、図書館サービス充実のための基本計画として、1. 計画的な資料収集と蔵書構成の充実、2. 資料・情報提供サービスの充実、3. 多様な利用者に応じた図書館サービスの充実、4. 図書館の効率的・効果的な運営、の4点を設定しました。それぞれの施策について、サービス向上のための方向性を確認しながら継続していくことを示していますが、計画の推進にあたっては、各施策の費用対効果や社会状況等を考慮しながら、より有効な展開を行う必要があります。

このため、計画に位置付けた施策の評価指標及び数値目標について、毎年度、点検や評価を行い、それを基に実情に即した対応や修正を加えていくことが重要であることから、図書館サービス基本計画に定めた各目標の評価指標及び数値目標については、適正に進行管理していくとともに、自己評価を行います。

また、図書館が行う自己評価については、「朝霞市立図書館協議会」に報告するとともに、評価及び意見を伺うものとします。

あわせて、日常の館運営を通して得られる各種統計資料や、他図書館との比較や県内図書館水準との比較等による量的評価、来館者アンケートによる図書館利用の満足度測定による質的評価、量的評価（他図書館との比較・県内水準との比較）、質的評価（図書館利用の満足度、利用目的等を把握）について行いながら、計画の推進に努めています。

なお、本図書館サービス計画については、今後の経済情勢や図書館を取り巻く状況の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。



資料

○第3次朝霞市立図書館サービス基本計画策定経過

令和元（2019）年度

年 月 日	内 容 等
令和元年11月20日	令和元年度第2回朝霞市立図書館協議会 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画策定に関するアンケート（案）について事務局から説明、意見聴取。
令和2年 2月12日	令和元年度第3回朝霞市立図書館協議会 (仮称) 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画策定スケジュール（案）について説明。

令和2（2020）年度

令和2年 6月 5日	令和2年度第1回朝霞市立図書館協議会 ①利用者アンケート結果、市政モニターアンケート結果について報告。 ②計画策定スケジュールについて説明。 ③キーパーソンミーティングの実施について説明。
令和2年 7月29日	令和2年度第2回朝霞市立図書館協議会 計画策定に伴う現状、課題の分析について検討。
令和2年 9月30日	令和2年度第3回朝霞市立図書館協議会 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（素案）の検討について審議。
令和2年10月28日	令和2年度第4回朝霞市立図書館協議会 ①第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（素案）の検討について審議。 ②パブリックコメントの実施について説明。
令和2年11月16日 ～12月16日	パブリックコメント・職員コメントの実施
令和3年 2月 2日	令和2年度第5回朝霞市立図書館協議会 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（案）について審議。
平成3年 2月18日	朝霞市教育委員定例会第3回 図書館協議会 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（案）を議決。

○朝霞市立図書館協議会委員名簿（令和2年度）

○会長 ○副会長

1号委員（学校関係者）	二見 隆久（朝霞市立朝霞第二中学校長）
2号委員（社会教育団体）	○有永 克司（図書館友の会）
4号委員（公民館運営審議会委員）	◎茂木 静枝（公民館運営審議会）
5号委員（家庭教育の向上）	山里 秀則（公募委員）
6号委員（学識経験者）	柳川 典昭（埼玉県立朝霞高等学校長）
6号委員（学識経験者）	石川 敬史（十文字学園女子大学准教授）
6号委員（学識経験者）	大橋 正好（朝霞市議会議員）

○パブリックコメント結果と対応について

「第3次朝霞市立図書館サービス基本」（素案）がまとめたことから、市民等、職員から意見を募集しました。

①公表資料

第3次朝霞市立図書館サービス基本計画（素案）

②資料閲覧場所

市役所（市政情報コーナー）、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館（本館、北朝霞分館）、市ホームページ

③意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学されている方、市内に事務所・事業所を有する方、この案件に利害関係を有する方

④意見募集期間

令和2年11月16日（月）から令和2年12月16日（水）まで

⑤提出意見者数及び意見数

（1）パブリックコメント

3名、5件

（2）職員コメント

意見提出者なし

⑥パブリックコメントに対応する対応

意見の内容を踏まえ、一部文言を追加しました。

第3次朝霞市立図書館サービス基本計画

編集・発行 朝霞市教育委員会

事務局 朝霞市立図書館

〒351-0016

朝霞市青葉台1-7-26

TEL 048(466)8686

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

発行 令和3年3月



図書館うさぎ